

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第127号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年1月16日 10時30分ごろ	
発生場所	愛知県常滑港南防波堤灯台から真方位190° 250m付近	
事故等調査の経過	平成21年5月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 貨物船 第八栄 ^{えいじゆ} 寿丸、378トン 船舶番号、船舶所有者等 131618、有限会社栄寿汽船	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷側ビルジキールが長さ約50cmにわたり曲損、推進器翼2枚の先端が欠損及び曲損	
事故等の経過	本船は、3名が乗組み、砕石約800トンを積載し、船首約3.5m、船尾約4.5mの喫水で、常滑港内の中央ふ頭岸壁に着岸のため後進をかけた際、平成21年1月16日10時30分ごろ、異常音があり、機関を停止した。 荷揚げ後、航行中に震動はあったが、航行に支障はなかった。 その後、上架したところ、左舷側ビルジキールが約50cmにわたり曲損し、推進器翼4枚のうちの2枚の先端が欠損し曲がっていたが、修理された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北～北西、風速 約2m/s 海象：潮高 約191cm	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	あり
	判明した事項の解析	本船は、高潮時を過ぎて着岸しようとして後進をかけた際、自船の喫水及び潮汐表による潮高の確認を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が岸壁に接近する際、自船の喫水及び潮汐表による潮高の確認を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	